

平成 29 年 5 月 30 日

個人情報保護委員会

特定個人情報保護評価指針の解説の見直し

今般、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)の一部が平成 29 年 5 月 30 日に施行されることに伴い、特定個人情報保護評価指針の解説を更新いたしましたので、お知らせいたします。

主な変更点は次のとおりです。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等の条ずれへの対応等
 - ・ 番号法第 26 条 → 第 27 条、第 27 条 → 第 28 条 等

- 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)[記載要領]及び特定個人情報保護評価書(全項目評価書)[記載要領]の変更
 - ・ 別添 1「特定個人情報ファイルの記録項目」に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨の記載が必要であることを追加。別添を参照。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

・「Ⅱ 2. ④主な記録項目」欄において選択・記載したものを含め、この特定個人情報ファイルに記録される全ての記録項目を記載してください。【☆行政機関にとっては事前通知事項です(行政機関個人情報保護法第10条第1項第4号)。】
・記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を記載してください。【☆行政機関にとっては事前通知事項です(行政機関個人情報保護法第10条第1項第5号の2)。】
・特定個人情報ファイルの種類がその他の電子ファイルであって、記録項目を個別具体的に事前に特定することが困難であるなど特段の事情がある場合には、具体的な項目を記載することまでは必ずしも求められませんが、特定個人情報ファイルに記録される情報の種類・内容等が分かるよう、できる限り具体的に記載することが求められます。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・「Ⅱ 2. ④主な記録項目」欄において選択・記載したものを含め、この特定個人情報ファイルに記録される全ての記録項目を記載してください。【☆行政機関にとっては事前通知事項です(行政機関個人情報保護法第10条第1項第4号)。】
- ・記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を記載してください。【☆行政機関にとっては事前通知事項です(行政機関個人情報保護法第10条第1項第5号の2)。】
- ・特定個人情報ファイルの種類がその他の電子ファイルであって、記録項目を個別具体的に事前に特定することが困難であるなど特段の事情がある場合には、具体的な項目を記載することまでは必ずしも求められませんが、特定個人情報ファイルに記録される情報の種類・内容等が分かるよう、できる限り具体的に記載することが求められます。